

さっぽろまちづくりスマイル企業認定マーク使用基準

令和元年6月26日
札幌市市民文化局長決裁

(目的)

第1条 この基準は、さっぽろまちづくりスマイル企業認定マーク（以下「認定マーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における「認定マーク」とは、別紙に掲げるものとする。

(権利)

第3条 認定マークに関する権利は札幌市に帰属する。

(使用者)

第4条 認定マークを使用することができる企業（以下「使用企業」という。）は、さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度において、認定を受けた企業とする。

2 ゴールド企業、シルバー企業としての認定ランクを付与された企業は、その付与された認定ランクに応じて、認定マークを使用することができる。

(使用申請)

第5条 使用企業が認定マークを名刺、会社案内、ホームページ、広報資料その他これに類する用途で使用する場合は、使用に係る届出は不要とするが、本基準を遵守したうえで使用すること。

2 営利、非営利を問わず商品及び役務の目的で認定マークを使用する場合は、札幌市市民文化局市民自治推進室に相談のうえ、「さっぽろまちづくりスマイル企業認定マーク使用許可申請書」（様式1）を提出し、その許可を受けなければならない。

(使用許可)

第6条 札幌市は、前条第2項により申請があった場合は、その内容を審査し、原則として30日以内に、「さっぽろまちづくりスマイル企業認定マーク使用許可書」（様式2）又は「さっぽろまちづくりスマイル企業認定マーク使用不許可書」（様式3）により通知するものとする。

(使用上の順守事項)

第7条 使用者は、認定マークの使用にあたって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認定マークのデザイン、色、縦横比率の変更等の改変を行わないこと。
- (2) 認定マークの使用に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 認定マークの使用期間は、原則、認定を受けた期間のみとする。ただし、更新手続きの期間や認定ランクの再認定に係る期間等についてはこの限りではない。
- (4) 商品及び役務の目的で認定マークを使用する際は、「サッポロスマイルパートナーズ会則」や「サッポロスマイルロゴマーク使用規程」の規定を遵守すること。

(使用の差し止め)

第8条 札幌市は、認定マークの使用に関し、次の各号に該当すると認めるときは、その使用許可を取り消し、使用企業に対して是正や回収等の措置を求めることができる。使用企業は、使用許可が取り消された場合、取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) 札幌市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動のために利用し、又は利用されるおそれがあるとき。
- (4) 提供する製品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用し、又は利用されるおそれがあるとき。
- (5) 使用企業が本基準に違反したとき。
- (6) 「サッポロスマイルパートナーズ会則」や「サッポロスマイルロゴマーク使用規程」の規定に抵触、又は抵触するおそれがあるとき。
- (7) 使用企業がさっぽろまちづくりスマイル企業の認定を取り消された場合。
- (8) さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度の趣旨に反するおそれがあるとき。
- (9) その他使用継続が不相当であると認められたとき。

2 札幌市は、前項の規定による使用許可の取消により使用者に生じた費用及び損害について、一切の責任を負わない。

3 札幌市は、使用企業に認定マークの使用状況について報告させ、又は調査することができる。

(使用に起因する問題)

第9条 認定マークの使用に際して問題が生じた場合は、使用者が自己の責任のもと必要な措置を講ずることとし、札幌市は一切の責任を負わない。

(使用料)

第10条 認定マークの使用料については、当面の間、無償とする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、認定マークの使用に関して必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

別紙

- 1 スマイル企業認定マーク（指定色：C:20% M:100% Y:85% K:0%）



- 2 ゴールド企業認定マーク（指定色：C:30% M:40% Y:90% K:0%）
※ゴールド企業の認定ランクを付与された企業のみ使用可



- 3 シルバー企業認定マーク（指定色：C:42% M:28% Y:30% K:0%）
※シルバー企業の認定ランクを付与された企業のみ使用可

